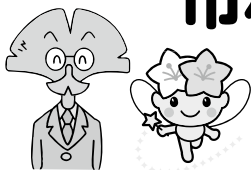




市税の

Q and A

(質問と答え)



大いちょう博士 Miyari

私たちが納めた税金で、豊かで暮らしやすいまちへと変わっていきます。税の仕組みに興味があるけれど、難しくよく分からないMiyariは、税金について大いちょう博士に聞いてみることにしました。

類があるの？
お、Miyari 勉強する気満々じゃな。今Miyariが言ったのは、2つとも国に納める税金（国税）になるんじや。市に納める税金は、市民税や固定資産税、軽自動車税などがあるんじや。

そうなんだ。税金って消費税とか所得税のことだよ。他にはどんな種類があるの？
そうじゃよ。特にこれから超少子高齢化が進むじゃろう。高齢者を支援するための費用は多くなる一方じゃろうし、これからの世代を育てる保護者たちが安心して働くことができ、環境づくりを行うことも大切じゃ。つまり、税金が社会全体を暮らしやすくするための源としてますます重要になってくるんじやよ。

税のお話って複雑。でも、その税金があるからMiyariたちは学校に通ったり、公園で快適に過ごせたり、道路を使ったりできるんだよね。
そうじゃよ。特にこれから超少子高齢化が進むじゃろう。高齢者を支援するための費用は多くなる一方じゃろうし、これからの世代を育てる保護者たちが安心して働くことができ、環境づくりを行うことも大切じゃ。つまり、税金が社会全体を暮らしやすくするための源としてますます重要になってくるんじやよ。

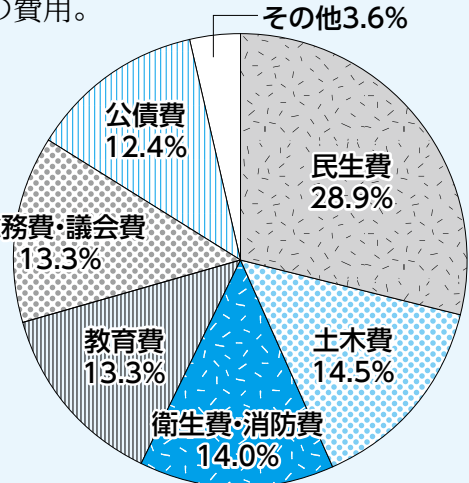


個人の人市民税・県民税は、前年中に一定以上の所得があった人に対して、翌年度に課税されるんじやよ。定額で課税される均等割と所得に応じて課税される所得割からなるんじや。また、市民税と県民税は、合わせて住民税とも呼ばれているんじや。
そういえば、今度、お友達がアルバイトを始めたよ。「親の扶養に入ってたまで働きたい」って言うんだけど、いくらまでなら大丈夫なの？

市民税・県民税

本市の一般財源の割合

- **民生費** 保育所や高齢者施設の管理、その他福祉の充実のための費用。
- **土木費** 道路建設や河川の改修、市営住宅の整備などの費用。
- **衛生費・消防費** ごみ処理や健康診査などの保健衛生、消防や救急活動など防災の費用。
- **教育費** 小中学校の整備や図書館、体育施設などの運営費用。
- **総務費・議会費** 市役所や市議会運用の費用。
- **公債費** 市債などの元本や利子の償還の費用。
- **その他** 雇用の推進や農林業の振興などの費用。



▲平成26年度一般会計当初予算額の一般財源の割合

給与収入だと、一年間で103万円（所得38万円）以下であれば、税法上の扶養となれるんじや。それを超えてしまうと扶養から外れてしまうんじやよ。
あれ。130万円までなら扶養に入ったままでいられるって聞いたことがあるけど。
それは恐らく健康保険の扶養の話じゃな。給与収入であれば一般的には130万円と言われているよ。

市民税・県民税は給与収入が97万円を超えるると課税されることになるのじゃ。ただし、扶養人数やその他の控除などにより異なり、例えば、市民税・県民税では、扶養が1人いれば給与収入148万円まで、2人いれば給与収入190万円
じゃが、健康保険組合によって条件が違う場合があるから、勤務先の健康保険担当者に確認したほうが良いじゃろう。
どのくらいの収入があるると税金が課税されるの？
市民税・県民税は給与収入が97万円を超えるると課税されることになるのじゃ。ただし、扶養人数やその他の控除などにより異なり、例えば、市民税・県民税では、扶養が1人いれば給与収入148万円まで、2人いれば給与収入190万円

◎ **主な税金の種類** 市税＝市民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税、県税＝県民税・事業税・不動産取得税・自動車税、国税＝所得税・法人税・相続税・贈与税・消費税。

までは税金が課税されないというような制度もあるんじゃないよ。

そうなんだ。あとね、別のお友達は、今年の3月に会社を退職したら、その後は働く予定がないみたい。その場合、市民税・県民税はどうなるの？

給与をもらっている人は、通常6月から次の年の5月までの12回で、毎月給与から差し引きされているんじゃない。退職後は、市民税・県民税を給与から差



引くことができなくなるので、退職時に3・4・5月分を一括して納めることになるんじゃないよ。また、平成26年中の所得に対しては、平成27年度の市民税・県民税が課税されるので、6月に送付される納付書で納めることになるんじゃないよ。

固定資産税って言うんだよね。お家を持っているときは、持っている人に税金が課税されるのは分かるけど、例えば、年の途中で売ったら、今年の固定資産税は誰に課税されるの？



固定資産税は、1月1日現在の所有者に1年分を課税しているんじゃないよ。そういうえば、ミヤリーのお友達は、お家を建てて3年経つよ。何だか今年から固定資産税が急に高くなったのはどうしてだろうって言うていたよ。

一定の要件を満たしている新築住宅は、3年間の減額措置を受けることができるんじゃないよ。その減額期間が終わると、本来の税額に戻るため、ミヤリーのお友達のように高くなることもあるんじゃないよ。その後は、3年ごとに評価額を見直しているから税額が下がることもあるんじゃないよ。



ミヤリーの近所のおじいさんが亡くなってしまったんだけど、おじいさ

ん名義の原付は息子さんが乗るんだって。何か手続きは必要なの？

その原付に付いているナンバプレートは亡くなったおじいさんの名義で登録されているので、名義変更の手続きが必要じゃ。息子さんが同一世帯であれば、原付のナンバプレートとおじいさんの苗字の印鑑と息子さんの認印(ゴム印不可)を持っていけば、市役所や各地域自治センター、出張所、地区市民センターで名義変更の手続きができるんじゃないよ。

忙しい、昼間に税金を納めに行けないときは、どうしたらいいの？

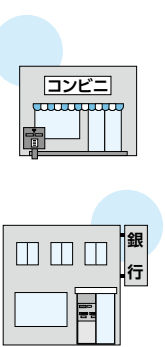
納期内で30万円を超えていなければ、コンビニで納めることもできるんじゃないよ。一回の手続きで銀行や窓口に行かずに納税ができる口座振替が一番便利



この間、博士に教えてもらって昨年中の税の申告をしたよね。その分の証明書を取りたいんだけど、いつから取れるの？

市民税・県民税の納付方法によって、時期が変わってくるんじゃないよ。証明を取ることができるとは次のような日からじゃ。

▽市民税・県民税の全部が給料から引き落とされている人は5月中旬以降から。
▽65歳未満で納付書・口座振替で納めている人は6月1日以降から。
▽4月1日現在65歳以上の人は6月8日以降から。



じゃのう。そっか、口座振替ならめ忘れがないから便利だね。納め忘れがあると、督促が来るし、きちんと納期限までに納めるために、忙しい人にはぜひ使ってほしいよね。



納める方法によって証明を取れるようになる時期が違うんだね。

納める方法によって証明を取れるようになる時期が違

市税のペイジー納付が全ての納付書で利用できるようになります



ペイジー納付とは、パソコンや携帯電話からのインターネットバンキングや銀行ATMを利用し、金融機関の営業時間外でも市税の納付が可能となるサービスで、右上のマークが付いた納付書でご利用できます。これまで、再発行分の納付書でのみ利用ができましたが、4月以降に発送する納付書は、全て利用できるようになります。

なお、インターネットバンキングや銀行ATMを利用して納付した場合には、領収証書の発行や納付書へ領収印が押印されませんので、すぐに証明書が必要な場合は、金融機関の窓口やコンビニエンスストアで納付し、証明書発行を申請する際に領収証を持参してください。

ペイジーの使い方など、詳しくは、ペイジーホームページ<http://www.pay-easy.jp/index.html>を、利用できる金融機関など、詳しくは、市ホームページをご覧ください。